

富士河口湖町一般廃棄物処理基本計画【概要版】

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

富士河口湖町(以下、「本町」という。)は、平成29年1月に富士河口湖町一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成29年度から令和13年までを計画期間としたうえで、5年度ごとの改訂ほか、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととしており、令和4年12月に改訂(以下、「前回計画」という。)を行っています。

本町は、豊かな自然環境に恵まれた観光地であり、国内外から多くの観光客が訪れますが、近年は、観光客の増加に伴う観光ごみの増加も問題となっています。また、令和7年度より不燃ごみの処理方法に変更が生じたこと、令和8年度より下水道全体計画及び事業計画区域の見直しが予定されていること、令和14年度から富士・東部広域環境事務組合(以下、「組合」という。)における一般廃棄物処理の広域化を進めていることから、前回計画の見直し(以下、「本計画」という。)を行います。

2. 計画期間及び目標年度

本計画の目標年度は令和14年度とし、併せて、組合の計画である富士・東部地域循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。)の計画目標年度である令和10年度も考慮することとします。

| 目 計 画 期 間 目 標 年 度 間 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 |
|--|------|------|------|------|------|------|------|
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | | | | | | | 目標年度 |

図1-1 計画期間及び目標年度

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローは図2-1のとおりです。下記のほか、本町ではじん芥処理場内にリユースセンターを設置し、家庭から提供いただいたリユース可能品に簡単な修理・洗浄を施し、希望者に譲渡しています。

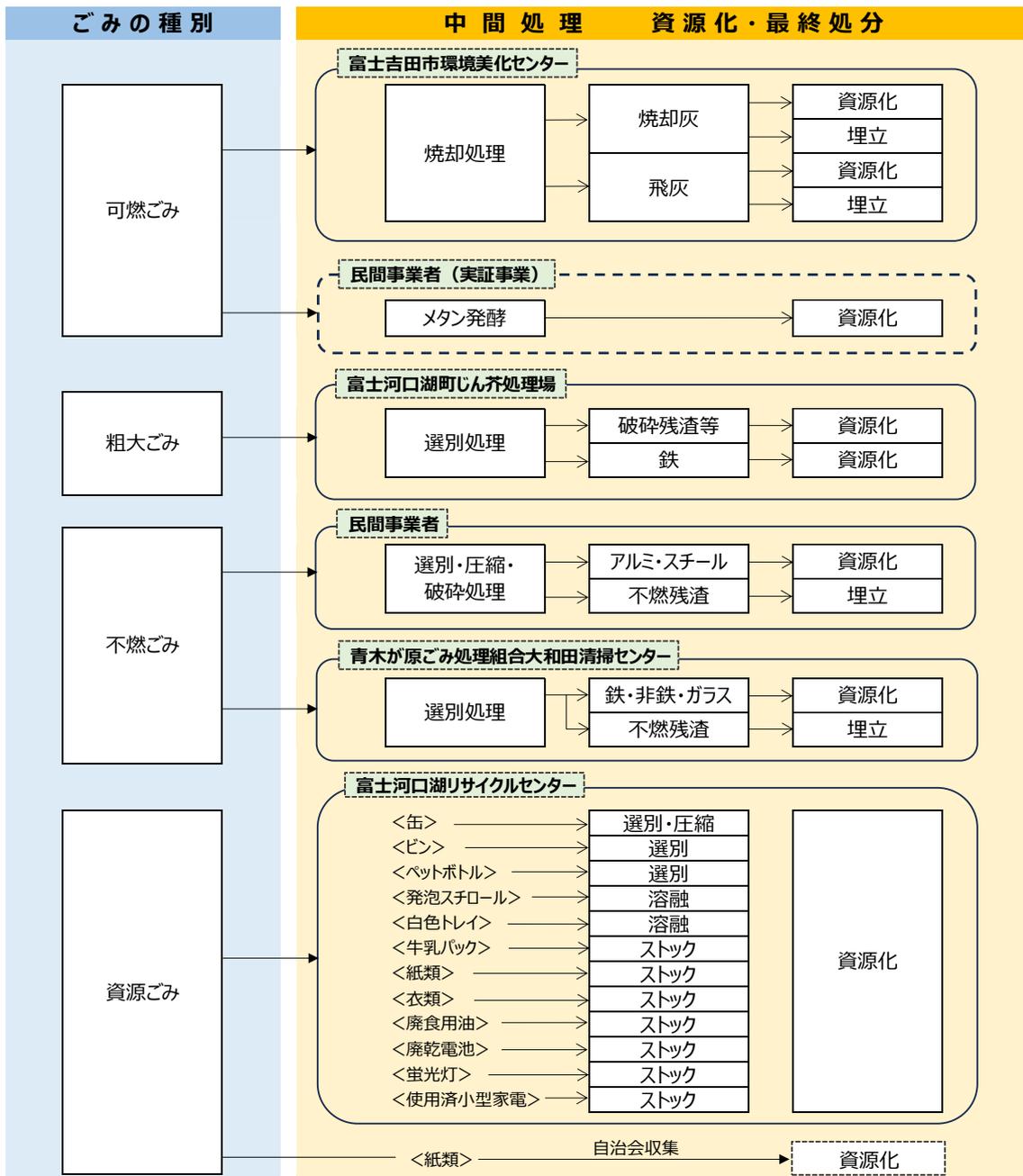


図2-1 ごみ処理フロー

2. ごみ排出量等の推移

本町のごみの排出量の推移は以下のとおりです。近年、生活系ごみは減少傾向にあるものの、事業系ごみは大きく増加しています。

表2-1 ごみ排出量の推移

| 年度 (t) | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活系 | 6,694 | 6,802 | 6,646 | 6,656 | 6,548 | 6,627 | 6,310 | 6,315 | 6,268 | 6,074 |
| 可燃ごみ | 5,450 | 5,496 | 5,360 | 5,329 | 5,212 | 5,242 | 5,065 | 5,094 | 5,024 | 4,931 |
| 不燃ごみ | 455 | 478 | 437 | 484 | 482 | 643 | 452 | 437 | 450 | 297 |
| 粗大ごみ | 560 | 624 | 632 | 633 | 682 | 583 | 631 | 603 | 609 | 652 |
| 資源ごみ | 229 | 204 | 217 | 210 | 172 | 159 | 162 | 181 | 185 | 194 |
| 事業系 | 6,304 | 6,228 | 6,303 | 6,708 | 6,829 | 4,724 | 5,194 | 5,878 | 6,597 | 7,002 |
| 可燃ごみ | 5,935 | 5,918 | 5,997 | 6,361 | 6,481 | 4,368 | 4,850 | 5,572 | 6,264 | 6,504 |
| 不燃ごみ | 291 | 234 | 229 | 269 | 272 | 314 | 268 | 257 | 274 | 455 |
| 粗大ごみ | 10 | 16 | 15 | 17 | 21 | 12 | 26 | 14 | 21 | 7 |
| 資源ごみ | 68 | 60 | 62 | 61 | 55 | 30 | 50 | 35 | 38 | 36 |
| ごみ排出量 | 12,998 | 13,030 | 12,949 | 13,364 | 13,377 | 11,351 | 11,504 | 12,193 | 12,865 | 13,076 |
| 集団回収量 | 433 | 407 | 376 | 357 | 349 | 340 | 333 | 333 | 347 | 318 |
| 総ごみ排出量 | 13,431 | 13,437 | 13,325 | 13,721 | 13,726 | 11,691 | 11,837 | 12,526 | 13,212 | 13,394 |

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

3. 前回計画目標に対する進捗状況

生活系ごみは減少傾向にあるものの、事業系ごみが近年増加しており、全体的なごみ減量には至っていません。資源化率も現状では目標達成は難しい見込みです。最終処分量については達成可能性があるものの、今後の進捗を注視していく必要があります。

表2-2 目標に対する進捗状況

| 項目 | | 基準年度 H24 | 実績 R6 | 中間目標 R10 | 目標 R14 |
|---------------------------|------|-------------|----------|-------------|-----------|
| ごみ排出量 (g/人・日) | H24比 | — | 0.7%増 | 7%削減 | 5%削減 |
| | 原単位 | 1,310.8 | 1,320.5 | 1,218.5 | 1,248.5 |
| 生活系ごみ排出量 (g/人・日) | H24比 | — | 13%減 | 11%削減 | 10%削減 |
| | 原単位 | 704.7 | 613.4 | 630.4 | 632.8 |
| 生活系ごみ排出量(資源除く) (g/人・日) | H24比 | — | 13%減 | 12%削減 | 12%削減 |
| | 原単位 | 685.5 | 593.8 | 603.4 | 605.8 |
| 事業系ごみ排出量 (g/人・日) | H24比 | — | 17%増 | 3%削減 | — |
| | 原単位 | 606.1 | 707.1 | 588.1 | — |
| 資源化率 (%) | 目標 | 9.5 | 14.7 | 27.2 | 26.5 |
| 最終処分量 (t/年) | 量 | 947 | 1,386 | 1,438 | 1,369 |

4. ごみ処理の課題

1) 事業系ごみ

観光産業の振興に伴い近年事業系ごみが増加しており、今後も増加傾向が続くと想定されます。削減に向けて、事業者との協働や観光客への働きかけが必要です。また、効果的な減量施策及び啓発の推進のため、観光ごみの実態等を今後把握していく必要があります。

2) 生活系ごみ

生活系ごみは削減傾向にあるものの、引き続きごみ減量・資源化に向けた啓発等を実施していく必要があります。新聞・雑誌類の減少や容器包装の削減・軽量化などの社会的要因により資源ごみの発生量自体が今後減少していく可能性があり、民間事業者による資源回収も拡がっていることから、動向を注視しながら町全体で資源化を進めていく必要があります。

3) 収集・運搬体制

収集・運搬は現在の体制を継続しつつ、今後も安全かつ適正に運用できる体制について引き続き検討する必要があります。同時に、行政サービスとしての側面から、ごみ出しが困難な方に対する適切な支援制度等についても検討していく必要があります。

4) ごみ処理広域化に向けた検討

令和14年に新たな広域ごみ処理施設が稼働予定となっており、組合及び構成市町村との調整を進めている状況です。新たな処理体制を整備するため、引き続き組合及び構成市町村と連携を図ります。

また、施設稼働までの期間における町内施設の適切な維持管理、処理体制の確保が必要であるとともに、稼働後についても効率的な処理を進めるため、町内施設の活用を検討していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1. 数値目標

本計画の目標項目は、国のごみ処理に関する計画・方針及び山梨県廃棄物総合計画に準じて以下のとおりとし、目標数値については、地域計画における令和10年度（目標年度）のごみの減量化目標と整合を図り設定しました。

既存施策の継続実施と併せて新たな取組を推進し、目標達成を目指します。

表3-1 本計画の目標

| 項目 | 【実績】 令和6年度 | 【目標】 令和14年度 | 令和6年度比 |
|----------------------|---------------|----------------|--------|
| 総ごみ排出量 | 13,394t | 約11,780t | 約12%削減 |
| 生活系ごみ | 6,074t | 約5,650t | 約7%削減 |
| 事業系ごみ | 7,002t | 約5,820t | 約17%削減 |
| 集団回収 | 318t | 約310t | 約3%減 |
| 再生利用率 | 14.8% | 15%以上 | — |
| 最終処分量 | 1,386t | 約830t | 約40%削減 |
| 1人1日当たり 家庭系ごみ※排出量 | 594g/人・日 | 約540g/人・日 | 約9%削減 |
| 1人1日当たりごみ焼却量 | 1,150g/人・日 | 令和6年度水準を維持 | |

※家庭系ごみは、“資源ごみを除いた生活系ごみ”とする

2. 目標達成に向けた施策

目標達成に向けて、3つの基本方針に基づき施策を推進します。

基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

1-(1) 発生抑制の推進

生ごみの水切りや乾燥等によりさらなる減量効果が見込まれることや、食品ロスの削減がごみの発生抑制にもつながるため、生ごみや食品ロス削減の意識向上に向けた情報発信及び啓発を行います。家庭から出るごみだけでなく、事業系ごみについても、宿泊・飲食をはじめとする観光関連事業者等と連携した施策を展開します。

また、ごみ質調査結果から、可燃ごみ中には紙類及びプラスチック類が比較的多く含まれていることから、これらの削減に向けた啓発も行います。

1-(2) 分別・資源化の拡充

資源化の一層の推進に向けて、分別排出しやすい環境の整備や、既存の資源化ルート¹の拡充について検討します。また、新たな品目の資源化を目的としてリサイクル技術及び動向の調査や事業者等との調整を行い、収集・資源化体制の整備に向けた検討を行います。

基本方針2 持続可能なごみ処理体制の構築

2-(1) 安定的なごみ処理体制の構築

ごみ処理に係る環境負荷低減のため、効率的な収集運搬体制の検討や処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、高齢者などごみ出しの支援を必要とする方を対象とした収集体制のあり方についても検討します。また、将来的に安定したごみ処理を行うため、組合と連携を図りながらごみ処理の広域化に向けた調整を進めます

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、国や県、関係団体等との連携体制の構築について平時から検討するとともに、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めます。

2-(2) 適正な費用負担のあり方

本町では、ごみの分別の徹底、減量化、街の美観、ごみの越境対策などを目的として、指定ごみ袋を導入しており、事業系ごみはごみ処理手数料を設定しています。

ごみ処理費用の負担の公平化を図り、ごみの発生抑制、資源の分別排出を一層推進するため、周辺市町村の動向や社会情勢の変化、ごみ処理の広域化に伴う体制の変化等を踏まえて、適正な費用負担制度のあり方について検討を進めます。

基本方針3 地域一体となった取組の推進

3-(1) ごみ排出量の実態把握、進捗管理の実施

効果的なごみ削減施策の検討・実施に向けて、本町の生活系・事業系ごみの実態及び観光ごみの影響や推移などを、より具体的に把握するための調査手法について検討します。

3-(2) 情報発信の推進

ごみ処理の現状についての情報提供や、環境教育・啓発の充実により、町民、事業者の環境に対する意識をさらに醸成し、日常的な取組の実施につなげます。加えて、観光などで町を訪れた方に対しても本町の状況や取組について理解・協力いただけるよう、きめ細やかな発信を行っていきます。

3-(3) 協働による地域活動の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、町民、事業者、本町の連携が必要であると同時に、町を訪れた方の理解・協力も欠かせません。町民・事業者及び各団体等との意見交換を行いながら、複数の主体が協働して取組む体制、施策について検討します。また、本町においても職員が率先して環境に配慮した行動を心がけます。

第4章 生活排水処理の現状及び課題

1. 生活排水処理フロー

本町の生活排水の処理体系は、図4-1に示すとおりです。

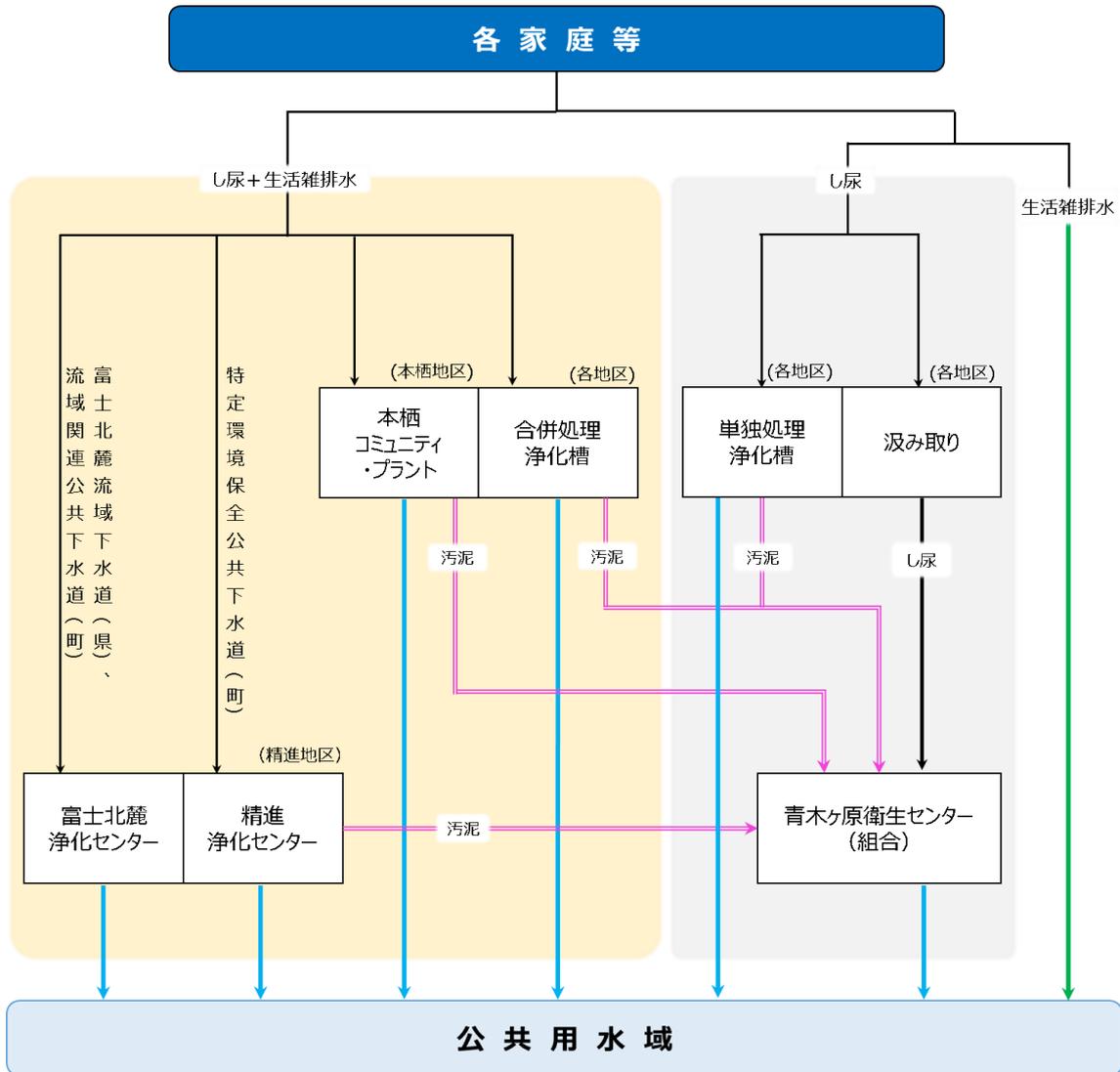


図4-1 生活排水処理体系

2. 生活排水処理の実績

1) 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の推移は表4-6のとおりです。下水道の整備によって下水道人口は増加傾向にあり、令和6年度の水洗化人口は約98%となっています。

表4-1 生活排水処理形態別人口の実績

| 年度 | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R6割合 |
|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 総人口(人) | | 26,662 | 26,730 | 26,787 | 26,940 | 27,129 | 100% |
| 水洗化 | 水洗化 | 26,171 | 26,239 | 26,301 | 26,459 | 26,653 | 98.2% |
| | 下水道人口 | 17,910 | 18,268 | 18,633 | 19,006 | 19,196 | 70.8% |
| | コミュニティプラント人口 | 120 | 120 | 103 | 116 | 123 | 0.5% |
| | 浄化槽人口 | 8,141 | 7,851 | 7,565 | 7,337 | 7,334 | 27.0% |
| | 合併処理浄化槽人口 | 4,856 | 4,901 | 4,946 | 4,980 | 5,016 | 18.5% |
| | 単独処理浄化槽人口 | 3,285 | 2,950 | 2,619 | 2,357 | 2,318 | 8.5% |
| 非水洗化 | 非水洗化 | 491 | 491 | 486 | 481 | 476 | 1.8% |
| | 計画収集人口 | 491 | 491 | 486 | 481 | 476 | 1.8% |
| | 自家処理人口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

2) し尿等処理量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は表4-7のとおりです。

し尿処理量は増減を繰り返しながら推移しており、浄化槽汚泥処理量は増加傾向にあります。また、ここ数年の処理量においては、浄化槽汚泥の占める割合が大きく、し尿の割合はわずかとなっています。

表4-2 し尿等処理量の実績

| 年度 | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
|---------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| し尿 | 処理人口(人) | 491 | 491 | 486 | 481 | 476 | 1.8% |
| | 1人1日あたり処理量(L) | 0.10 | 0.20 | 0.20 | 0.05 | 0.16 | - |
| | 処理量(KL) | 18 | 36 | 35 | 8 | 27 | 0.4% |
| 浄化槽等汚泥 | 処理人口(人) | 8,261 | 7,971 | 7,668 | 7,453 | 7,457 | 27.5% |
| | 1人1日あたり処理量(L) | 1.72 | 1.81 | 2.00 | 2.08 | 2.21 | - |
| | 処理量(KL) | 5,184 | 5,274 | 5,586 | 5,684 | 6,024 | 99.6% |
| し尿・浄化槽等汚泥 処理量合計(KL) | | 5,202 | 5,310 | 5,621 | 5,692 | 6,051 | 100.0% |

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査

3. 生活排水処理の課題

1) 汚濁負荷量の低減

下水道及び合併浄化槽人口の増加によって本町の生活雑排水処理率は増加しているものの、単独浄化槽及び非水洗化人口は令和6年度において10%以上となっています。そのため、下水道整備区域においては、今後も下水道への接続を推進するとともに、下水道計画区域外の区域では合併処理浄化槽への切替を推進していく必要があります。

2) し尿等処理施設の老朽化対策

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている「青木ヶ原衛生センター」は竣工から50年以上が経過し老朽化が進んでいるため、今後の処理に支障が出ないように適切な維持管理及び長寿命化を図る必要があります。将来にわたって適正な処理体制を維持するため、施設の更新や処理委託なども視野に入れた、今後の処理の在り方についても検討する必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

1. 数値目標

本計画における生活排水処理の数値目標を以下のとおりとします。

将来の人口減少や下水道・浄化槽等の整備、既存施策の継続実施により、し尿及び浄化槽汚泥の処理人口は今後減少すると見込んでいます。処理人口の減少に伴いし尿及び浄化槽汚泥の処理量も減少すると想定されることから、下水道等の整備状況を注視しながら生活排水処理の運搬・処理体制を構築していきます。

表5-1 生活排水処理の目標

| | | 【実績】 令和6年度 | 【目標】 令和14年度 |
|---------------------|---------------|---------------|----------------|
| し尿 | 処理人口(人) | 476 | 339 |
| | 1人1日あたり処理量(L) | 0.16 | 0.14 |
| | 処理量(KL) | 27 | 17 |
| 浄化槽汚泥等 | 処理人口(人) | 7,457 | 5,309 |
| | 1人1日あたり処理量(L) | 2.21 | 2.69 |
| | 処理量(KL) | 6,024 | 5,213 |
| し尿・浄化槽汚泥等 処理量合計(KL) | | 6,051 | 5,230 |

2. 生活排水処理に係る施策

本町における公衆衛生の確保及び公共用水域の環境保全を目指して、以下のとおり施策を推進していきます。

1) 公共下水道供用開始区域の早期接続の推進

県や関連組織と連携を図り、公共下水道供用開始区域においては早期に接続するよう啓発活動に取り組み、公共下水道接続率の向上を図ります。

2) 効率的かつ持続的な収集・処理体制の整備

公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置により、し尿収集世帯は減少していくことが想定されます。長期的な展望のもと、計画的にし尿及び浄化槽汚泥の処理を行うとともに、変化に対応した収集・処理体制のあり方について、青木ヶ原衛生センター等と連携して検討を進めます。

3) 浄化槽設置事業補助金制度の継続実施

本町では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象地域において浄化槽を設置する人に対して補助金を交付しており、この制度を継続実施します。単独浄化槽、汲み取り槽からの転換設置も対象としており、制度の周知により合併処理浄化槽への転換、普及を促進します。

4) 広報・啓発の推進

家庭や地域に対する啓発や環境学習等により町民の水環境に関する意識向上に努め、家庭でできる排水対策の普及を図ります。

浄化槽の適正な維持管理促進のため、清掃・保守点検・法定点検の実施に関する啓発を定期的に行います。